

計画年度
令和3年度～令和12年度

山形県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書

令和4年3月
山 形 県

目 次

山形県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針	1
第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	2
第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	3
1 飼育動物診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
2 飼育動物診療施設の整備に関する目標	
第3 獣医師の確保に関する目標	7
1 獣医師確保の現状	
2 獣医師の確保目標	
3 獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	11
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器及び臨床検査結果の効率的利用	
3 獣医療情報の効果的利用の推進	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	12
1 臨床研修	
2 高度研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	13
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 診療施設の整備	

山形県における獣医療を取り巻く情勢と獣医療を提供する体制の整備に係る基本方針

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな貢献をしてきたが、近年獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられる。

産業動物分野においては、安全で良質な畜産物の安定的な供給に関する県民の関心の高まりや農場における飼養規模の拡大に伴う集団管理衛生技術の提供、農場段階へのHACCPやGAPの導入・普及等幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

家畜衛生分野においては、令和2年12月25日に本県の養豚場において豚熱の発生があったものの、迅速な防疫活動を行った結果、発生農場のみで終息している。今後、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜伝染病への事前対応型の防疫体制の強化を図るため、農場における飼養衛生管理基準の遵守や、万が一の大規模な発生に備えた危機管理体制の構築及びマニュアル整備の取り組み等が必要になっている。

小動物分野においては、動物の愛護や適正な飼養に関する意識の向上から飼育責任の認識が広がり、愛玩動物の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図ることを目的として、令和元年6月に愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）が制定され、愛玩動物看護師が国家資格化されている。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入リスクの増大に対して、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方が広がっており、これらの取組を支える獣医師の養成・確保が必要となっている。

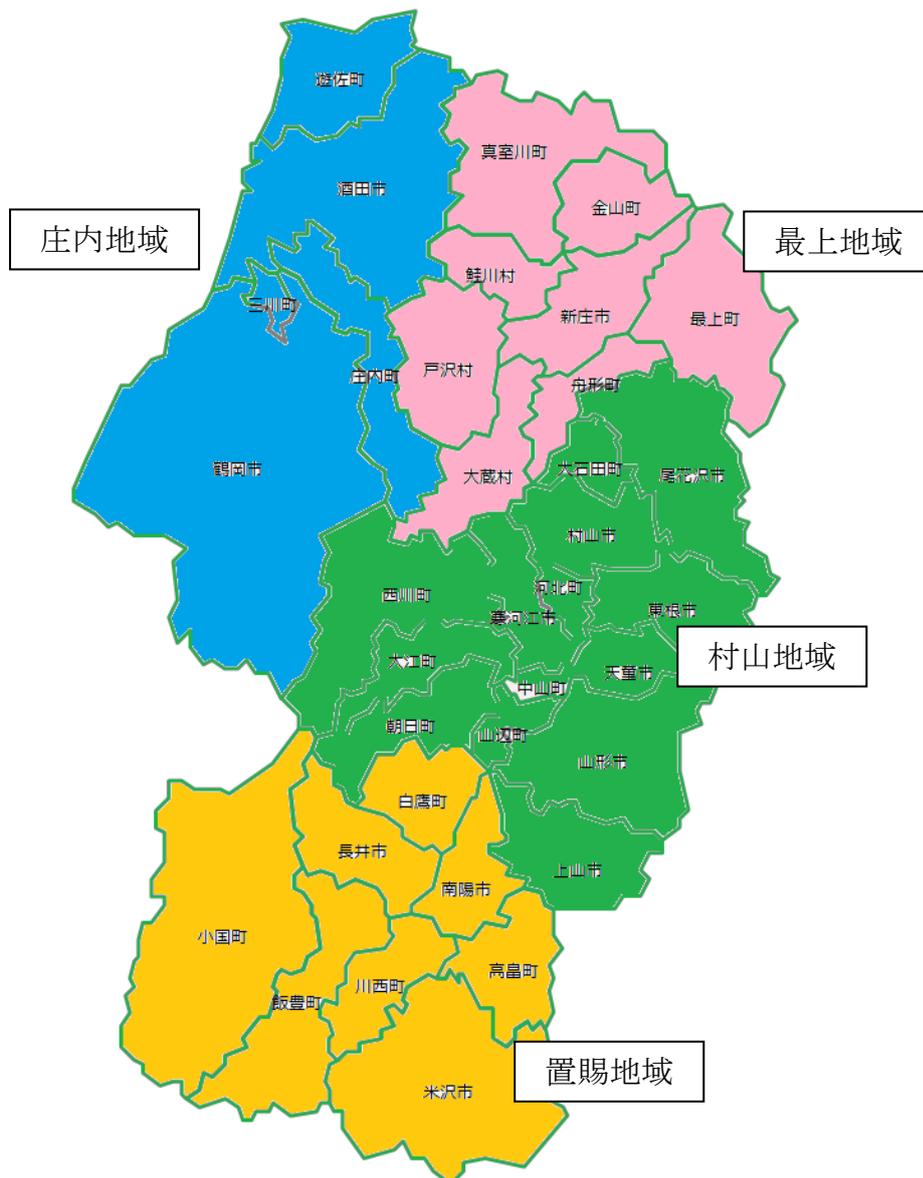
このような状況の中で、山形県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画は、期間を令和3年度から令和12年度とし、前回策定した「山形県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」、「食料・農業・農村基本計画」、「山形県農林水産業振興計画」、「山形県酪農・肉用牛生産近代化計画」等を踏まえ、今後とも畜産業の健全な発展、人や動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上に寄与していくため、また、将来的にも社会的ニーズに応え得るよう、産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保、診療施設の連携、獣医療技術の向上を中心に、獣医療を提供する体制の整備を図る。

第1 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における獣医療を提供する体制の整備について、診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために計画的な取組が必要と見込まれる地域は、次のとおりである。

表1 山形県内の地域区分

地域	地域内の市町村名
村山	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町



第2 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 飼育動物診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 飼育動物診療施設

県内には162の診療施設があり、開設主体別に見ると、県が6施設、山形県農業共済組合家畜診療所（以下「農業共済」という。）が6施設、産業動物診療施設が57施設、小動物診療施設が93施設となっている。産業動物診療施設では前回の計画時（平成23年4月）と比べると、主に個人が開設する施設が増加しており25施設から36施設となっている。小動物診療施設では、すべての地域で開設が増加しており、72施設から93施設となっている。

表2 産業動物診療施設の開設状況（令和2年4月現在）（単位：箇所）

地域	計	県	市町村	農業共済	農業協同組合	法人	個人	その他 (任意団体)
村山地域	29	1	0	2	0	10	15	1
	(16)	(0)	(0)	(0)	(0)	(6)	(9)	(1)
最上地域	11	2	0	1	0	2	5	1
	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(1)
置賜地域	16	1	0	2	0	3	9	1
	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(7)	(1)
庄内地域	13	2	0	1	0	2	7	1
	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(4)	(1)
合計	69	6	0	6	0	17	36	4
	(38)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)	(25)	(4)
参考	56	4	0	6	1	16	25	4
平成23年4月	(31)	(0)	(0)	(0)	(1)	(7)	(19)	(4)

注1 診療施設には獣医療法第7条に規定される「往診診療者等」や小動物と産業動物の両方を診療対象として届出ている施設を含む。

注2 下段（ ）内は「往診診療者等」の数（内数）

表3 小動物、その他の診療施設の開設状況

地域	計	法人	個人	その他 (県、市、任意団体)
村山地域	45	18	24	3
	(8)	(1)	(6)	(1)
最上地域	8	2	5	1
	(4)	(0)	(4)	(0)
置賜地域	22	8	13	1
	(9)	(1)	(8)	(0)
庄内地域	18	5	12	1
	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	93	33	54	6
	(21)	(2)	(18)	(1)
参考	72	24	48	0
平成23年4月	(12)	(2)	(10)	(0)

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療 69 施設及び小動物診療 93 施設における診療機器の整備状況は表 3 のとおりである。

多くの診療施設で検体成分分析装置や生体画像診断器が整備されており、産業動物分野では超音波診断装置、小動物分野では主に血液生化学分析装置やエックス線撮影装置及び超音波診断装置等が整備されている。また、高度医療に対応できる CT 装置や MRI 装置が配備されている診療施設もある。

表 4 診療施設における診療機器の整備状況（令和 2 年 8 月県調査）（単位：台）

地域	開設主体	検体成分分析装置										生体画像診断器							免疫・DNA 診断装置等							理化学的治療機器		受精卵移植関連機器		
		血液生化学分析装置	血液電解質分析装置	高速液体クロマトグラフィー	分光光度計	自動血球計数器	血液ガス測定装置	乳中体細胞測定装置	乳成分測定器（メカニクック）	ファイバースコープ	エックス線撮影装置	イメージングシステム	CT	超音波診断装置	MRI	自動理像装置	心電心計	酵素活性測定装置	蛍光顕微鏡	リアルタイム PCR 装置	770nm PCR 装置	DNA マイクロアレイ	顕微鏡	練成性顕微鏡	がん検出装置	レーザー装置	ガス吸引機	マイクログラフター	705nm グラフター	
村山地域	産業動物	長	1	1	1	2	1										2	2	3	2			4		5					
		農業共済	1	1	1	1	1	1			1			12			1	1		1			1	1	1					1
		法人	2	1			1						1											1						
	個人	1																												
	小動物	法人	20	10			14	1		4	16	4	2	17		5	12	1	2				3				10	18		
		個人	16	7			12			2	14			10		5	10		1				1				3	13		
その他		1											1														1			
最上地域	産業動物	長	1		1	1	1						1				2		1	1			2	1	2				1	
		農業共済										1		1																
		法人												1																
	個人					1							2																	
	小動物	法人	1				2			1	2		2	2	2								1		1	1	1	2		
		個人	1				2				1		3	1	1										1	1	1			
病																	1					1		1						
置賜地域	産業動物	農業共済	2	2							2		2																	
		法人	1				1						1													1				
	小動物	法人	6	5			6	2		4	5		6		4	4							1		1	1	6			
		個人	2	2			1	1			2	1	2		1	2											2			
庄内地域	産業動物	長				1	1					1					2		2			2		2						
		農業共済										1		1																
	小動物	法人	4	4			4			2	4		1	3	1	3	4		1						1	3	3			
個人		11	7			8	1		1	11		11		2	3							1			4	11				
合計		71	40	3	5	56	7	0	0	14	60	5	3	78	1	23	39	9	6	6	4	0	18	2	15	23	57	0	2	

2 診療施設の整備に関する目標

各診療施設では、社会的ニーズに応じた診療技術、診断技術を提供するための設備が整備されている。今後、各主体において診療及び診断の高度化を図りつつも、関係機関間において診療施設及び診療機器の利用について共有しながら、地域の獣医療体制の向上を図る。

(1) 家畜保健衛生所

豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の特定家畜伝染病を含む家畜伝染病^{*1, 2}の予防・まん延防止対策及び畜産物の安全確保対策の推進並びに家畜衛生の向上を図るため、家畜防疫体制、サーベイランスやモニタリングによる監視・危機管理体制及び病性鑑定機能の充実、強化を推進する必要がある。このため、必要となる施設・機器等の計画的な整備に努める。

また、家畜伝染病の診断を行う際のツールとして、情報通信機器を整備し、診断の迅速化を図るように努める。

※1 国内における特定家畜伝染病の発生状況

発生年次		平成 23年	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2
豚熱	戸数							—	5	45	10
	頭数							—	8	102	23
高病原性鳥 インフルエンザ	戸数	23	—	—	4	2	7	5	1	—	33
	羽数	70	—	—	18	13	41	23	8	—	113

- 豚熱は、平成30年9月に26年ぶりに岐阜県の養豚場で発生が確認され、同県の野生イノシシにおいても感染事例が確認されている。以降、全国的に感染が拡大しており、本県においても令和2年12月に小国町で陽性事例が確認されている。野生イノシシでの感染拡大を受けて、県内の養豚場においては、農場への侵入リスクが高くなっていることから、豚熱ワクチン接種による対策を継続している。
- 高病原性鳥インフルエンザについては、国内では例年秋から春にかけて渡り鳥が持ち込むとされており、令和2年11月から令和3年3月にかけて、18府県52農場で発生し、約987万羽の家きんが殺処分されている。

※2 県内における家畜伝染性疾病の発生状況

発生年次		平成 23年	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2
豚熱	戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	頭数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
ヨーネ病	戸数	4	—	2	3	2	1	1	3	2	2
	頭数	7	—	2	3	2	1	1	5	3	2
牛ウイルス性 下痢	戸数		4	2	1	—	1	1	—	—	3
	頭数		4	2	1	—	1	1	—	—	10
牛伝染性 リンパ腫	戸数	8	21	41	35	45	17	25	26	34	27
	頭数	8	22	41	36	46	31	42	40	53	68
サルモネラ症 (牛)	戸数	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	頭数	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—
サルモネラ症 (豚)	戸数	1	2	—	1	—	—	5	2	3	2
	頭数	2	3	—	1	—	—	7	47	7	3
豚丹毒	戸数	57	55	35	49	49	10	8	5	7	10
	頭数	71	76	51	62	67	67	60	67	50	46

- 牛のヨーネ病は、継続して発生が認められているが、農場内での感染拡大は認められていない。
- 牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢及びサルモネラ症の発生も認められており、各地域において畜産関係団体と連携の上、防疫対策を推進している。

(2) 農業共済

獣医療に必要な診療施設の適正な配置に努めながら、各地域における産業動物診療の基幹的診療施設として、機能の向上を図るために必要な施設、機器等の整備を図る。

(3) 団体その他の法人診療施設

他の診療施設との機能分担、業務連携を推進しながら、的確な獣医療の提供を行うために必要な施設、機器等の整備を図る。

(4) 個人診療施設

産業動物獣医療を提供する診療施設については、家畜保健衛生所や農業共済等との連携を推進し、過剰な投資とならないよう配慮しながら、的確な獣医療の提供を行うために必要な施設や機器等の機能の向上に努める。

小動物獣医療を提供する診療施設については、他の診療施設との機能分担、業務連携を推進し、過剰な投資とならないよう配慮しながら、的確な獣医療の提供を行うために必要な施設、機器等の整備を図る。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師確保の現状

(1) 産業動物診療獣医師

産業動物の獣医師数は、令和2年12月31日時点で70人（農業共済の獣医師46人、民間の獣医師24人）であり、60代以上の獣医師が28人と約4割となっている。年代別では、20～40代が男性獣医師で15名、女性獣医師で15名となっており、割合が同程度となっている。畜種別に見ると、牛を診療する獣医師が65人、豚を診療する獣医師が5人となっている。

表5 年代別・男女別診療獣医師数（令和2年12月31日時点獣医師法22条届出）

年代	診療獣医師						
	計	産業動物			小動物		
		計	牛	豚	計	犬	猫
20代	13	8	8	0	5	5	0
30代	35	17	17	0	18	18	0
40代	17	5	5	0	12	10	2
50代	31	12	12	0	19	19	0
60代	46	20	18	2	26	22	4
70代	17	7	4	3	10	8	2
80代<	4	1	1	0	3	3	0
合計	163	70	65	5	93	85	8

(単位：人)

年代	男性獣医師						女性獣医師							
	計	産業動物			小動物			計	産業動物			小動物		
		計	牛	豚	計	犬	猫		計	牛	豚	計	犬	猫
20代	6	2	2	0	4	4	0	7	6	6	0	1	1	0
30代	21	12	12	0	9	9	0	14	5	5	0	9	9	0
40代	9	1	1	0	8	7	1	8	4	4	0	4	3	1
50代	26	12	12	0	14	14	0	5	0	0	0	5	5	0
60代	42	20	18	2	22	19	3	4	0	0	0	4	3	1
70代	16	7	4	3	9	8	1	1	0	0	0	1	0	1
80代<	4	1	1	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	124	55	50	5	69	64	5	39	15	15	0	24	21	3

表6 所属別の産業動物獣医師数

	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	計
農業共済獣医師	8	15	3	10	9	1	46
開業獣医師	0	2	2	2	11	7	24
合計	8	17	5	12	20	8	70

(2) 公務員獣医師

公務員分野の獣医師は山形市が平成31年4月1日から中核都市に移行したことに伴い、公衆衛生分野である保健所及び食肉衛生検査所の機能が県から市へ移管され、職員数が変動している。令和2年12月31日現在では、県職員が91名、山形市職員が18名となっている。

女性獣医師は、本県では約4割、山形市で約3割となっている。

表7 年代別公務員獣医師数（令和2年12月31日）

	～30歳	31～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	総数	備考
県計	14	7	46	18	6	91	
うち女性獣医師数	5	4	21	5	0	35	
農林水産分野	6	3	23	10	6	48	
うち女性獣医師数	2	1	10	2	0	15	
本庁	0	0	2	1	0	3	
うち女性獣医師数	0	0	0	0	0	0	
家畜保健衛生所	6	3	19	8	5	41	
うち女性獣医師数	2	1	9	2	0	14	
その他(研究所等)	0	0	2	1	1	4	
うち女性獣医師数	0	0	1	0	0	1	
公衆衛生分野	8	4	23	8	0	43	
うち女性獣医師数	3	3	11	3	0	20	
山形市(公衆衛生分野)・合計	4	6	5	0	3	18	H31より県から
うち女性獣医師数	2	3	0	0	0	5	市に移行
参考 県計(H22.12月)	4	45	21	35	7	112	
農林水産分野	2	22	10	16	1	51	
公衆衛生分野	2	23	11	19	6	61	

(3) 小動物診療獣医師

小動物分野では、県内の獣医師の確保について問題は認められていない状況にあるものの、各地域における病院数に差が認められること及び夜間休日等の時間外診療への対応等の需要に対応すること等の課題もある。

獣医師法第22条に基づく獣医師の届出人数は、平成22年には77人に対して令和2年には93人となっており、増加傾向が認められている。

2 獣医師の確保目標

(1) 産業動物診療獣医師

県内の乳用牛及び肉用牛の飼養頭数は、平成30年2月1日現在49,600頭となっている。1人当たりの年間診療件数は、平成30年度の山形県農業共済組合の診療を基に算定すると888件となっている。山形県酪農・肉用牛生産近代化計画では、令和12年度までの目標頭数は62,700頭としており、現在(平成30年度)の診療件数が目標年度(令和12年度)において増減がないことを前提とした場合、確保目標となる産業動物診療獣医師数は83人とした。

産業動物診療獣医師の確保目標

令和2年12月31日現在	令和12年度目標
70人	83人

表8 山形県酪農・肉用牛生産近代化計画（令和3年～令和12年）による牛の飼養頭数

	乳用牛頭数	肉用牛頭数	合計
現在（平成30年度）	11,200頭	38,400頭	49,600頭
目標（令和12年度）	12,700頭	50,000頭	62,700頭

表9 農業共済の産業動物診療獣医師の必要人数の試算

	現在	目標
牛飼養頭数	49,600頭	62,700頭
農業共済獣医師	46人	58人
年間診療件数	40,859件	51,482件
一人当たりの年間診療件数	888件	888件

表10 農業共済以外の産業動物診療獣医師の必要人数の試算

（獣医師法第22条の届出）

平成22年	令和2年	目標
25人	24人	25人

※平成22年及び令和2年の平均人数を目標として試算。

（2）公務員獣医師

県の公務員獣医師は、令和3年4月1日現在の定数が93人（農林獣医師48人、衛生獣医師45人）となっており、欠員を抱えている状況にある。

農林水産分野では、近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の危機管理対応や、飼養衛生管理基準に関する指導及び豚熱ワクチン接種対応等、業務が増加している状況にある。

公衆衛生分野では、近年、食品衛生法等の改正によるHACCP制度化への対応、動物愛護法改正に伴う動物取扱業者の監視指導、新型コロナウイルス感染症への対応等、業務が増加している状況にある。

表 11 県内公務員獣医師の確保すべき人数

	令和2年12月 現在 従事職員数	目標職員数 (令和12年度)	予想される職員数 (令和12年度)	確保すべき人数
県 農林獣医 師	48	52	41	11
県 衛生獣医 師	43	45	42	3
計	91	97	83	14

注1 令和2年12月現在の従事職員数から退職予定者数を引いた人数。
退職予定者数は定年退職者を基に算定し、令和5年からの定年の段階的引
き上げを反映。

3 獣医師の確保対策

(1) 獣医学生への支援

- ① 産業動物分野では、より多くの獣医系大学の学生の誘引を図るため、農業共済等において、獣医系大学の学生に対する産業動物診療施設等における臨床実習を積極的に受け入れ、その意義や魅力について理解の醸成を図る。
- ② 公務員分野においても、家畜保健衛生所、畜産研究所、食肉衛生検査所及び衛生研究所等において、行政体験研修として獣医系大学の学生の受け入れを行い、業務のやりがいや魅力について発信している。
- ③ より多くの獣医系大学の学生の公務員分野への誘引を図るため、獣医系大学を訪問し、業務内容の説明や職員採用案内を実施するほか、採用試験において、受験しやすい環境の整備を図る。また、大学講義へ講師を派遣し、公務員獣医師の業務と役割を直接伝えることで学生の理解を促進する。
- ④ 獣医系大学への進学を希望する高校生及び獣医系大学生に対して、農林水産省の獣医療提供体制整備推進総合対策事業による産業動物獣医師修学資金についてPRを行い、積極的な活用を図る。

(2) 働きやすい環境の整備

産業動物分野及び公務員分野においては、3～4割が女性獣医師となっている。

女性獣医師の定着を図るため、女性が継続的に就業できる環境の整備を推進する。

また、男女ともに育児や介護等を取得しやすい勤務体制等、様々なライフステージに対応した働きやすい環境の整備を図る。

特に、各所属における獣医師の不足に対応するため、定年退職者や未就労の獣医師について情報収集に努め、状況に応じて就業に関する働きかけを推進する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所を中心に、産業動物診療獣医師や市町村、関係団体及び家畜飼養者の連携の下、家畜の伝染性疾病に対するサーベイランス体制の強化や飼養衛生管理基準で定めている農場における飼養衛生管理マニュアルの確認等、事前対応型の防疫体制の整備を図る。

- (1) 豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の特定家畜伝染病の発生に備え、県マニュアルを整備し、県、市町村及び関係団体等の役割を明確にするとともに、毎年、関係者を参集した防疫演習を実施し、防疫体制の連携強化を図る。
- (2) 家畜防疫員の確保、民間の獣医師等の家畜防疫活動等への支援体制、診療施設間の連絡・応援体制、発生都道府県への家畜防疫員等の獣医師の支援体制等について、関係機関・団体との連携のもと整備を図る。
- (3) 家畜伝染病に関する発生状況や防疫対策に関する情報は、随時市町村・関係団体及び家畜飼養者等と共有を図り、家畜防疫の意識の向上を図る。
- (4) 飼養衛生管理基準の向上及び安全性や品質の高い畜産物の生産の観点から、農場HACCPと畜産GAPの取組みを推進する。

2 診療施設・診療機器及び臨床検査結果の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進するため、家畜保健衛生所や農業共済等の施設、機器等の効率的な利用について連携・協力を推進する。

3 獣医療情報の効果的利用の推進

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、家畜保健衛生所、農業共済、その他の産業動物診療施設における情報交換の促進を図る。

また、民間検査機関等から提供される臨床検査結果や食肉衛生検査成績等の情報の活用を推進する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

臨床現場における実践的獣医療技術、法令、食品の安全性、畜産関連産業等に関する知識・技術の習得に加え、家畜飼養者に対する適切なインフォームドコンセントを図るためのコミュニケーション能力の向上等を図るため、農業共済、家畜保健衛生所、社団法人山形県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）等が連携し、新たに就業した獣医師に対する研修体制の充実を図る。

(2) 公務員分野

家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政に携わっていく上で必要な知識、技術の習得を目的として実施される技術研修、講習会等への参加の促進を図る。また、国等での研修を受講した者による伝達講習を行うこと等により、情報共有を図る。

2 高度研修

(1) 産業動物臨床分野や公務員分野では、獣医系大学、NOSA I 東北家畜臨床研修センター等において、地域における獣医療技術普及の担い手となる獣医師が、生産獣医療、農場HACCPやGAP導入、集団衛生管理や高度診療等に対応した技術や知識を習得できる専門性の高い研修会等への参加の促進を図る。

(2) 小動物分野では、臨床現場における実践的獣医療技術、専門性の高い獣医療技術及び法令に関する知識の習得を目的として県獣医師会等が開催する学会、研修会、講習会等への参加の促進を図る。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

県、山形県農業共済組合及び県獣医師会は連携して、産業動物・小動物獣医療や家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉等の行政、さらに野生動物管理等の自然環境保全の各分野における地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導體制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

県及び社団法人山形県畜産協会は、自衛防疫活動の強化をはじめとして、産業動物の飼育者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努める。

また、県及び県獣医師会は、小動物の飼育者に対する保健衛生指導の充実を推進する。

3 診療施設の整備

本計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について活用を図る。